

告 示

埼玉県告示第千百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年十月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目、南二丁目の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目十六番六十七号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更の内容

第三条中「南一丁目の一部」を「南一丁目、南二丁目の各一部」に変更する。

第五条中「二十番三十四号」を「十六番六十七号」に変更する。

第九条中「及び」を「または」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和六年十月二十五日